

海域保全に関わる制度の一覧

第1表 海域の自然環境保全に関わる主な地域指定制度（保護地域制度）

根拠法	地域指定制度	制度の趣旨	指定権者等	規制	規制の主な内容				許可権者等	海域における指定状況	備考	
					開発規制	捕獲規制	利用規制	その他				
自然環境保全法 (昭和47年公布)	自然環境保全地域 ^(注1) (法22条)	原生自然環境保全地域以外で、天然林、海岸・湖沼・湿原・河川等、海域、植物の自生地・動物の生息地など、その自然環境がすぐれた状態を維持している区域について、自然的社会的諸条件から見て保全が特に必要なものを保全する(法22条、自然環境保全基本方針第2部の3)。	環境大臣								注1: 原生自然環境保全地域と都道府県自然環境保全地域は、海域には指定できない 注2: 漁業を行うために必要なものは適用除外 注3: 一定以上の規模に限る	
	海中特別地区 (法27条)	自然環境保全地域内の海域の区域のうち、生態系構成上重要な地区等で、対象を保全するために必要不可欠な核となるものを保全する(自然環境保全基本方針第2部の4)。	環境大臣	許可制 (法27条3項)	工作物の新改増築 ^(注2) 、海底の形質変更 ^(注2) 、鉱物の掘採・土石の採取 ^(注2) 、埋立・干拓、物の係留 ^(注2)	指定動植物の捕獲等		-	環境大臣	1箇所 128ha		
	普通地区 (法28条)	海域にあっては海中特別地区以外の区域(法28条)。緩衝地帯としての役割が期待されている。	-	届出制 (法28条1項)	工作物の新改増築 ^{(注2)(注3)} 、海底の形質変更 ^(注2) 、鉱物の掘採・土石の採取 ^(注2) 、埋立・干拓など	-	-	-	環境大臣	なし		
自然公園法 (昭和32年公布)	国立公園・国定公園 (法5条・6条)	優れた自然の風景地のうち、規模・自然性などからして、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(国立公園)、それに準ずる風景地(国定公園)を保護し、その利用を推進する(法2条1号、自然公園選定要領)。	環境大臣								注1: 自然公園における区域境界としての海岸線は、慣例として東京湾中等潮位による	
	海中公園地区 (法24条)	自然公園の海面の区域 ^(注1) において、熱帯魚、さんご、海そう等から構成されるすぐれた海中景観をいわゆる海中公園として保護し、利用する(法24条、昭和45年6月5日厚生省発国第70号)。	環境大臣 ^(注2) 都道府県知事 ^(注3)	許可制 (法24条3項)	工作物の新改増築 ^(注4) 、鉱物の掘採・土石の採取 ^(注4) 、広告物の掲出等 ^(注4) 、埋立・干拓、海底の形状変更 ^(注4) 、物の係留 ^(注4)	指定動植物の捕獲等	-	汚水等の排出	環境大臣 ^(注2) 都道府県知事 ^(注3)	国立公園: 11公園 33地区 81箇所 1,410ha 国定公園: 14公園 31地区 67箇所 1,385ha ^(注9)	注2: 国立公園の場合 注3: 国定公園の場合 注4: 漁業を行うために必要なものは適用除外 注5: 一定以上の規模に限る 注6: 海中公園地区周辺1kmの海面に限る 注7: 別に条例を制定して、指定する 注8: 都道府県立自然公園には海中公園地区の指定はできない 注9: 平成18年3月末現在 注10: 環境庁自然環境情報GISから概算した参考値	
	普通地域 (法26条)	海域にあっては海中公園地区以外の区域(法26条)。緩衝地帯としての役割が期待されている。	-	届出制 (法26条1項)	工作物の新改増築 ^(注5) 、広告物の掲出等、埋立・干拓、鉱物の掘採・土石の採取 ^(注6) 、海底の形状変更 ^(注6) など	-	-	-	環境大臣 ^(注2) 都道府県知事 ^(注3)	国立公園: 15公園 約1,266,500ha 国定公園: 25公園 約441,700ha ^(注10)		
	都道府県立自然公園 (法59条)	優れた自然の風景地のうち、都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景地を保護し、その利用を推進する(法2条1号、自然公園選定要領)。	都道府県知事 ^(注7)									
	普通地域 (法60条)	海域に指定可能なのは普通地域のみ。 ^(注8)	-	届出制 (法60条)	国立公園における規制の範囲内において都道府県条例で定める	-	-	-	都道府県知事	-		
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年公布)	鳥獣保護区 (法28条)	鳥獣の捕獲等を禁止し鳥獣の安定した生存を確保するなどのため、鳥獣の保護のため重要と認める区域を保護する(法28条、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の第二の1)。	環境大臣 ^(注1) 都道府県知事 ^(注2)								注1: 国指定鳥獣保護区の場合 注2: 都道府県指定鳥獣保護区の場合 注3: 漁業を営むために行うものは適用除外 注4: 平成18年3月末現在。なお、干潟や汽水湖を含む面積。また、一部の地区につき淡水湖沼の面積を含む。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年公布)	特別保護地区 (法29条)	鳥獣保護区の区域内で、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地および希少鳥獣生息地など、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を保護する(法29条、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の第二の4)。	環境大臣 ^(注1) 都道府県知事 ^(注2)	許可制 (法29条7項)	工作物の新改増築、埋立・干拓など	-	-	-	環境大臣 ^(注1) 都道府県知事 ^(注2)	国指定: 12地区 20,747ha ^(注4)		
	特別保護指定区域 (法29条)	集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区の区域内で、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所を保護する(法29条、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の第二の4)。	環境大臣 ^(注1) 都道府県知事 ^(注2)	許可制 (法29条7項、施行令1条)	工作物の新改増築、埋立・干拓など	指定期間内における動植物の捕獲等、採取等 ^(注3)	指定期間内における動力船の使用 ^(注3) 、撮影等一定の方法による動植物の観察、球具等を使用した野外スポーツ・野外レクリエーションなど	鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れる	環境大臣 ^(注1) 都道府県知事 ^(注2)	なし		
	その他の区域	特別保護地区以外の鳥獣保護区。	-	許可制 (法9条1項)	-	鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等	-	-	環境大臣 ^(注1) 都道府県知事 ^(注2)	国指定: 14地区 28,207ha ^(注4)		

注: 「規制の主な内容」における「開発規制」、「捕獲規制」、「利用規制」、「その他」は、資料としての便宜のために区分したものの。

第1表 つぎ

根拠法	地域指定制度	制度の趣旨	指定権者等	規制	規制の主な内容				許可権者等	海域における指定状況	備考
					開発規制	捕獲規制	利用規制	その他			
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (平成4年公布)	生息地等保護区 (法36条)	国内希少野生動物種の個体の生息地または生育地及びこれらと一体的に保護を図る必要がある区域で、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案して、その種の保存のために重要と認めるものを保護する(法36条)	環境大臣								注1: 漁業を営むために行うものは適用除外 注2: 指定区域で指定期間内におこなわれるものに限る
	管理地区 (法37条)	生息地等保護区の区域内で、営巣地、産卵地、重要な採餌地など、国内希少野生動物種の保存のため特に必要があると認める区域を保護する(法37条、希少野生動物種保全基本方針)。	環境大臣	許可制 (法37条4項)	工作物の新改増築 ^(注1) 、土地(水底含む)の形状変更 ^(注1) 、鉱物の掘採・土石の採取 ^(注1) 、埋立・干拓	指定動物の捕獲等、指定動物以外の動物の捕獲等 ^(注2)	車馬・動力船の使用等 ^(注1) 、一定の方法による国内希少野生動物種の観察 ^(注2)	指定動物の放出等、指定物質の散布 ^(注2)	環境大臣	なし	
	立入制限地区 (法38条)	管理地区の区域内で、国内希少野生動物の個体の生息または生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を保護する(法38条、希少野生動物種保全基本方針)。	環境大臣	立入の禁止 (法38条4項)	-	-	-	指定期間の立ち入りの原則禁止	環境大臣	なし	
	監視地区 (法39条)	管理地区以外の区域。	-	届出制 (法39条1項)	工作物の新改増築 ^(注1) 、土地(水底含む)の形状変更 ^(注1) 、鉱物の掘採・土石の採取 ^(注1) 、埋立・干拓など	-	-	-	環境大臣	なし	
瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年公布)	自然海浜保全地区 (法12条の7)	瀬戸内海の内海及びこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、岩礁など自然の状態が維持されているもの、または海水浴、潮干狩りなどで公衆に利用されており、将来にわたって利用されることが適当であると認められるものを保全する(法12条の7)。	関係府県 ^(注1)	届出制 (法12条の8)	工作物の新築、土地の形質変更、鉱物の掘採、土石の採取など	-	-	-	都道府県知事	91地区 ^(注2)	注1: 別に条例を制定して、指定する 注2: 平成17年12月末現在
文化財保護法 (昭和25年公布)	天然記念物 ^(注) (法109条)	わが国にとつて学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む)のうち重要なものを保護する(法2条4号、法109条)。	文部科学大臣	許可制 (法125条)	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為				文化庁長官	野生動物の生息地指定の天然記念物のうち少なくとも10件、植物の天然記念物のうち少なくとも1件	注: 天然記念物のうち、動物の生息地指定、植物の自生地指定、天然保護区域など地域指定をとまうもの
水産資源保護法 (昭和26年公布)	保護水面 (法14条)	現に水産動物が著しく繁殖しているかまたは適当な保護培養方法を講ずることにより繁殖を著しく促進できることが確実な水面など、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、または水産動物の種苗が発生するのに適している水面で、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面の保護(法14条、保護水面の指定基準)	都道府県知事 農林水産大臣	許可制 (法18条) 管理計画における制限 (法17条)	埋立・浚渫の工事など -	- 指定する水産動物の採捕、指定する漁具・漁船の使用	- -	- -	農林水産大臣 都道府県知事	55箇所 2,948ha ^(注)	注: 平成14年8月現在

注: 「規制の主な内容」における「開発規制」、「捕獲規制」、「利用規制」、「その他」は、資料としての便宜のために区分したものを。

第2表 環境の基本政策に関わる主な法律・計画等

法律・計画等	海域の位置づけ	規定・記述の主な内容
環境基本法 (平成5年公布)	注: 地球環境保全の一部の「海洋の汚染」に係る位置づけの他、明文の規定はない。	
第3次環境基本計画 (平成18年4月閣議決定)	第二部第2章第1節1 地球環境の保全(4) 海洋環境の保全	海洋汚染の防止措置として陸域からの負荷の削減等、船舶等からの排出の規制などを実施するタンカーなど油汚染事故等を防止するためポートステートコントロール(PSC)実施体制の強化などを推進する など
	第二部第2章第1節3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全(1) 水環境の保全と自然とのふれあいの推進(6) 海洋・浅海域における自然環境の保全	特に総合的な対策が必要な閉鎖性水域(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海など)において、水質汚濁防止法による水質総量規制制度による規制措置のほか、処理施設の高度化などの施策を推進する など ウミガメ類など長距離を移動・回遊する海棲動物についての基礎的情報の収集・調査研究 水産資源である魚類などの漁獲可能量制度による持続的利用 砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁について生物の生息・生育地などとして規模にかかわらず保全を進め、また再生の取組を進めるなど バラスト水に含まれる外来生物による生態系への影響など効果的な対策の検討
新・生物多様性国家戦略 (平成14年3月地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)	第3部第2章第3節 湿原・干潟等湿地の保全	重要な地域の抽出: 湿原、河川・湖沼、ため池、浅海域の干潟、藻場、サンゴ礁など様々なタイプの湿地を対象に重要湿地500を抽出したところ。これらを基礎資料として、保護地域指定・経済的奨励措置・事業配慮など多様な手法を組み合わせることで湿地の特性を維持することが重要 広域的視点からの保全の取組: 湿地保全の具体的検討に際しては、流域や沿岸域等周辺を含めた広域的な視点等によって進めることが重要 国際的連携、協力による保全: 国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥やウミガメ類につき、国際的な連携・協力が重要 データの整備: 湿地の生物相など保全のための基礎的データの収集・整備、特にデータが不足している沿岸域の生物情報の充実を図る
	第3部第2章第5節 野生生物の保護管理 3 海棲動物の保護と管理	海棲哺乳類: トド、アザラシ、オットセイ、ジュゴンなど沿岸の海棲哺乳類について情報収集・調査研究。ジュゴンについて調査結果を踏まえ保護対策を推進。また、クジラ類について科学的知見の充実により個体群の適切な保護管理を推進 海鳥、ウミガメ類: 海鳥については、アホウドリの行動圏調査、エトピリカ等の保護増殖事業計画等を実施してきた。ウミガメ類については、引き続き生息状況等の解明や産卵海浜等の保全措置を講じる 海棲哺乳類・海鳥・ウミガメ類について生息環境の悪化や漁業による偶発的捕獲等が脅威となっているとの指摘があり、生物多様性保全の観点から、適正な保護のための取組を進めることが重要。回遊性の高い海棲動物について国際的取組が重要
	第4部第1章第5節 港湾・海洋	港湾: 汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善、干潟・浅場・藻場などの保全・再生・創造、研究の推進など 海洋: 沿岸域について、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海など閉鎖性海域における水質汚濁防止法などによる環境保全、瀬戸内海における藻場・干潟の回復等失われた環境の回復等。沖合域について、陸上起因・船舶起因の廃棄物につき海洋汚濁防止法等による施策を推進。環境省として海洋環境モニタリング調査を実施しており、関係省庁の調査と連携してモニタリング情報の集積を推進 など
	第4部第1章第6節 漁業	国際的な海洋生物資源: 海鳥、さめ類など漁獲非対象生物の偶発的捕獲等対策、漁業関係の国際的枠組みを通じた持続可能な利用、まぐろ類等漁獲対象生物の資源状況に関する調査研究・消費者の啓蒙、鯨類資源につき国際捕鯨委員会(IWC)による調査などへの協力等 国内の海洋生物資源等: 漁業法・水産資源保護法による漁獲能力規制、TAC法による漁獲量等規制などの運用等、資源が悪化している漁獲対象資源につき資源回復計画等の策定、生物多様性に配慮した栽培漁業・増殖事業・養殖漁業などの推進、希少水生生物の保護・管理の推進など 海洋環境等: 海洋の汚濁負荷にかかる漁場環境の保全・修復など

第3表 海域の公物管理に関わる主な地域指定制度

根拠法	地域指定制度	制度の趣旨	指定権者等	管理者	規制	規制の主な内容	許可権者	備考
海岸法 ^(注1) (昭和31年公布)	海岸保全区域 (法3条)	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設(堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤など海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設)の設置その他法定の管理を行う必要があると認め海岸の区域を防護する(法3条) ^{(注2)(注3)} 。	都道府県知事 主務大臣 ^(注4)	海岸管理者 原則として都道府県知事(法5条1項)ただし、港湾区域、港湾隣接地域、漁港区域と重複する海岸保全区域については、 <u>港湾管理者の長、漁港管理者の長</u> (法5条2項~4項)。 また、都道府県知事との協議により、一部につき市町村長(法5条6項)。 また、国土保全上極めて重要で、都道府県知事が管理することが著しく困難または不適当な海岸として指定された海岸保全区域については主務大臣(法37条の2)。	許可制 (法7条、法8条)	施設または工作物を設けてする占有 ^(注5) 、土石の採取、施設または工作物の新設・改築 ^(注6) 、土地の掘削等、海岸保全施設を損壊するおそれのある木材等の投棄・係留	海岸管理者	注1:平成11年の改正で、目的規定(法1条)に「環境の保全」が追加された 注2:原則として河川区域、保安林等は指定できない 注3:原則として、陸地では満潮時、水面では干潮時の水際線から50mを限界として指定する 注4:国土交通大臣、農林水産大臣 注5:公共海岸の土地に限る 注6:水面または公共海岸の土地以外の土地に限る 注7:公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認め海岸管理者が指定した区域に限る
	一般公共海岸区域 (法2条2項)	公共海岸(公有で、公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理する必要がある水面として指定されるもの)のうち海岸保全区域以外の区域を管理する(法2条2項)。	都道府県知事	海岸管理者 原則として都道府県知事(法37条1項)ただし、一般公共海岸が海岸保全区域、港湾区域、漁港区域と重複する場合には、 <u>海岸管理者、港湾管理者の長、漁港管理者の長</u> (法37条2項)。 また、都道府県知事との協議により、 <u>市町村長</u> (法37条3項)。	許可制 (法37条の4、法37条の5)	施設または工作物を設けてする占有 ^(注1) 、土石の採取、施設または工作物の新設・改築 ^(注2) 、土地の掘削等、海岸管理者が管理する施設を損壊するおそれのある木材等の投棄・係留	海岸管理者	注1:水面を除く 注2:水面に限る 注3:公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認め海岸管理者が指定した区域に限る
港湾法 ^(注1) (昭和25年公布)	港湾区域 (法2条3項、法4条4項)	港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るため、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を管理する(法4条6項)	港湾管理者が定め、都道府県知事が認可する	港湾管理者 原則として港務局 ^(注2) (法4条1項、法5条)港務局を設立しない場合には、一部事務組合または広域連合 ^(注3) (法33条1項)	許可制 (法37条1項、施行令14条)	水域 ^(注4) または公共空地の占有、水域または公共空地における土砂の採取、水域施設・外郭施設・係留施設・運河・用水・排水きよの建設・改良、指定護岸等の水際線から20m以内の地域とする構築物 ^(注5) の建設・改築、指定廃物の投棄、一定の揚水施設の建設・改良	港湾管理者	注1:平成12年の改正で、目的規定(法1条)に「環境保全への配慮」が追加 注2:現に当該港湾において港湾施設を管理するなどの関係地方公共団体が設立する公法上の法人 注3:地方自治法284条2項、3項の規定による地方公共団体 注4:水域上空100mまでおよび水底下60mまでの区域を含む 注5:一定重量以上のものに限る
	港湾隣接区域 (法37条の2)	当該港湾区域および港湾区域に隣接する地域を保全するため必要最小限度の区域を管理する(法37条の2)	港湾管理者が指定する		みだりな行為の禁止(法37条の3)	船舶など一定のものを捨て、放置すること	-	
漁港漁場整備法 (昭和25年公布)	漁港区域 (法2条、法6条1項~4項)	天然または人工の漁業根拠地となる水域および陸域ならびに施設を管理する(法2条)	市町村長 ^(注1) 都道府県知事 ^(注1) 農林水産大臣 ^(注1)	漁港管理者 市町村(第1種漁港) ^(注2) 都道府県(第1種漁港以外) ^(注2)	許可制(法39条1項)	水域または公共空地における以下の行為、工作物の建築・改良 ^(注3) 、土砂の採取、土地の掘削・盛土、汚水の放流等、水面・土地の一部の占有	漁港管理者	注1:第1種漁港~第4種漁港の区分に応じて指定権者が異なる 注2:複数の市町村、都道府県にまたがる漁港は農林水産大臣が指定 注3:水面または土地の占有を伴うものを除く

第4表 国土の基本政策に関わる主な法律・計画等

法律・計画等	海域の位置づけ	規定・記述の主な内容	備考
国土形成計画法 (昭和25年公布)	国土形成計画の計画事項(法2条1項)	8つの計画事項の1つとして、「海域の利用及び保全に関する事項」を明文で規定している(法2条1項2号) ^(注) 。	(注)平成17年改正によって新たに設けられた規定。
第5次全国総合開発計画 (平成10年3月閣議決定)	第2部第4節海洋・沿岸域の保全と利用	基本的な認識 ^(注) :地球環境への意識の高まりと国連海洋法条約上の我が国の権利と責務を踏まえ、 <u>海洋・沿岸域を貴重な国土空間として認識し、適正に保全するとともに多面的に利用していくことが基本。</u> 海と人との多様なかかわりの構築:地震・津波防災対策の早急な実施、耐久性が高い海岸保全施設の整備等、津波・高潮等の観測・情報伝達体制の高度化を推進。また、陸域の取組と併せた土砂管理、水質・底質の改善、干潟・藻場・砂浜等の質的・量的な回復等を広域的・総合的に推進。さらに、多様な機能をもつ空間としての臨海部・海岸の整備等、海を通じた連携・交流、海洋性レクリエーション利用者の組織化や利用ルール策定等を推進。 沿岸域圏の総合的な計画と管理の推進:地方公共団体が主体となって沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、「沿岸域圏管理」に取組む。国は、計画策定指針を明らかにし、国の諸事業の活用等により地方公共団体を支援。 国際海洋秩序の確立と技術開発:EEZ内の水産資源について漁獲可能量制度による資源管理を推進する等。また、新たな船舶・浮体等による空間利用、水産資源の基礎生産力の向上にかかる技術開発等、大陸棚や深海底の資源調査・開発を推進。さらに、海洋環境を保護・保全するとともに、地球温暖化等の解明等のため海洋に関する観測、調査、研究開発、情報整備等を推進。	(注)小見出しは本資料作成時に便宜的に付したもの
【参考】国土形成計画全国計画・計画部会中間とりまとめ (平成18年11月国土審議会計画部会)	第3(4) 海洋・沿岸域の総合的な利用・保全	基本的な認識 ^(注) :わが国の主権の及ぶ領海だけでなく排他的経済水域及び大陸棚について、 <u>国土計画の対象となる空間として政府が一体となって包括的な政策を確立し、戦略的に取り組む必要がある。</u> 国家的権益等 ^(注) :大陸棚及び排他的経済水域の境界画定など国家的権益の問題に対しては、国際的ルールに則り厳正かつ適切に対応。また、海洋・沿岸域に関する技術開発や調査研究、基礎データの収集整理や提供を戦略的に進める必要。 安全等 ^(注) :社会経済活動の生命線である海上交通の活性化と安全・安定の確保が重要。またハード・ソフト一体となった高潮・津波対策、沿岸域と流域を視野に入れた海岸侵食対策を推進。 振興等 ^(注) :沿岸域の産業の振興・マリッジの振興・エコツーリズムの普及等を推進するとともに、多面的機能を有する水産業や漁村の自立等の課題にも積極的に対応。離島についても振興を図っていく必要がある。 環境保全等 ^(注) :漂流・漂着ゴミ対策、流出油等の海洋汚染対策、沿岸域の水質改善のための陸上からの負荷の軽減、藻場・干潟・サンゴ礁等の浅海域や島嶼に多く見られる固有の生態系などの自然環境の保全・再生、美しい景観の保全・形成等も重要。特に、東京湾等の閉鎖性海域の保全・再生は高度経済成長期の負の遺産解消への挑戦として捉え推進。また、環境教育の促進等を通じた普及啓発活動による国民の理解の向上を図る必要。 総合的取組 ^(注) :沿岸域の課題の多くは環境保全、利用、防災等の要素が相互に影響し合い、かつ陸域及び海域の総体を一体的に視野に入れる必要があるため、個別に対応するだけではなく、総合的な沿岸域圏管理として推進すべき。	(注)小見出しは本資料作成時に便宜的に付したもの

第5表 海洋の基本政策に関わる計画等

計画等	概要	自然環境の位置づけ	規定・記述の主な内容
国土交通省海洋・沿岸域政策大綱(平成18年6月国土交通省)	国連海洋法条約(1994年発効)およびリオ地球サミット(1992年)以来、各国が海洋・沿岸域にかかる総合的な制度的枠組みにより取り組みを進めている。海洋・沿岸域を巡る様々な問題・課題に取り組むためには、海洋沿岸域に関する施策を総合的に推進する必要がある。このため、国土交通省海洋・沿岸域政策連絡会議(2004年設置)の検討により、国土交通省として総合的に実施する施策をとりまとめたもの。(海洋・沿岸域政策に関する基本認識)	3. 海洋・沿岸域環境の保護および保全を推進する	海洋・沿岸域のモニター体制を強化する(例:EEZから沿岸域までの地形・地質等の情報基盤を整備) 海洋汚染等に対する確かな対応を推進する(例:漂流・漂着ゴミ対策) 脆弱な海域の保護および保全を推進する(例:船舶からの汚染の防止)
		4. 海洋・沿岸域の自然環境や美しい景観を取り戻す	海洋・沿岸域の自然環境を回復させる(例:干潟・藻場・サンゴ礁などの保全・再生・修復) 海洋・沿岸域の自然環境および景観の維持および保全を図る(例:事前の環境調査等により沿岸域構造物と環境および景観との調和を図る)
【参考】「海洋基本法案の概要」および「海洋政策大綱」	国連海洋法条約体制のもとでの沿岸諸国の管轄海域をめぐる対立、海洋資源の乱獲、海洋環境の汚染、津波・高潮や海賊・海上テロなどに対応した総合的な海洋政策を進めるため、国会議員と有識者からなる海洋基本法研究会(事務局:海洋政策研究財団)が平成18年12月にとりまとめたもの。「海洋基本法案の概要」は、海洋政策の基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、海洋基本計画の策定、海洋政策担当大臣の設置、総合海洋政策会議の設置について記述。また、「海洋政策大綱」は、海洋基本法の制定のために12の主要施策を提示。	「海洋基本法案の概要」2. 海洋政策の基本理念	6つの基本理念の1つとして「海洋環境の保全」を示している。
		「海洋政策大綱」2.(3)海洋に関する主要施策	12の主要施策の1つとして「海洋環境の保護・保全および再生の推進」を示している。付属資料によれば、「海洋環境の保護・保全および再生の推進」は、以下の内容である。 a)油流出・その他の海洋汚染対策の推進、b)継続的な海洋環境モニタリングの実施、c)海洋環境影響評価・対応システムの構築、d)陸域からの汚濁負荷削減の推進、e)藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や野生生物の生息地などの保護、保全、再生、f)海洋生態系の科学的・計画的な保全のための保護区の設置の推進、g)漂流・漂着ゴミ対策の推進、h)地球温暖化対策に関する研究開発の推進、i)海洋環境の保全に関する国際協力の推進

第6表 海域の保護及び利用に関わる事業等

	事業等(例)	実施主体等	規定・記述の主な内容	備考
湿地の保全	自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査	環境省	重要湿地500のうち、干潟145カ所、藻場129カ所を対象に実施。全国規模で底生動物相を把握、海藻・海草藻場の生物相を把握。	
	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)	環境省	モニタリングサイトを干潟(想定150サイト)、藻場(50サイト程度)、サンゴ礁(現在23サイト)、砂浜(現在41サイト)を含めて設定中。干潟・藻場・サンゴ礁の生物相・生物量など質的・量的な変化を把握する予定。	
	海洋環境モニタリング調査	環境省	陸域起源の汚染による水質・底質への影響、生物群集の状況、プラスチック類漂流物の量、海洋生物に蓄積される汚染物質の濃度を調査し、海洋の汚染状況を把握。生物群集の調査(海底で生活する微小生物の種類組成などの変化など)、海洋生物に蓄積される汚染物質の調査(PCBなどの物質について沿岸・沖合ごとにいくつかの分類群を調査)。	
	その他	関係省庁	・海洋短波レーダーを活用した生物調査 ・地球環境研究総合推進費において「サンゴ礁生物多様性保全地域の選定に関する研究」等を実施	
自然再生	自然再生事業(環境省関係)	環境省	沿岸域における自然再生として、干潟(例:宮城県・蒲生干潟、東京都・三番瀬、山口県・榎野川、沖縄県・漫湖)やサンゴ群集(例:徳島県・竹ヶ島、高知県・竜串、鹿児島県・奄美群島、沖縄県・石西礁湖)について事業を実施。保全管理の強化、堆積した海底の土砂吸引、着床具設置によるサンゴの移植など。	
	自然再生事業(他省庁関係)	農林水産省、国土交通省	藻場・干潟(例:岡山県・東備、三河湾、東京湾)について自然再生を実施。浚渫土砂の覆砂、潜堤設置により河口部の干潟の海浜生物の生息環境を再生するなど。	
海棲動物の保護と管理	海鳥類・ウミガメ類の生息状況調査	環境省	モニタリングサイト1000において、海鳥(28箇所)、ウミガメ類(41箇所)について試行調査を実施。	
	アザラシ類生息状況調査	環境省	北海道沿岸に回遊または生息するアザラシ類に関する生息状況等を調査(H15年度-)。	
	ジュゴンと藻場の広域的調査等	環境省	沖縄本島周辺海域に生息するジュゴンの全般的な保護方針を検討するため、ジュゴンや海草藻場の分布等を調査(H13-17年度)。また、ジュゴンのレスキュー技術の確立と普及に関する調査を実施。	
外来生物対策	クジラ類にかかる科学的知見の蓄積	水産庁	鯨類の個体数について科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWC)において科学的情報にもとづく鯨類の持続的な利用の考えが理解されるよう努力。毎年、捕獲調査と目視調査を南極海(これまで19回)、北部太平洋(これまで12回)において実施。	
	パラスト水対策	国土交通省、環境省	ノンパラスト状態での航行に最適な新船型を取り入れた船舶の開発。試作模型による水槽実験、試設計、経済性評価など。地球環境研究総合推進費による「大型船舶のパラスト水・船体付着により越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」(H16-18年度)	
海岸	海辺の生物国勢調査	国土交通省	砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、あわせて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得。	
	「渚の創生」事業	農林水産省、水産庁、国土交通省	砂浜の保全・回復、渚の再生。H17年度までに18箇所を選定。	
	エコ・コースト事業	農林水産省、水産庁、国土交通省	海岸環境の保全・整備。H17年度までに49箇所を選定。	
	自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)	農林水産省、水産庁、国土交通省	利用への配慮、自然とのふれあい。H17年度までに25箇所を選定。	
	海と森の健康地域づくり(健康海岸事業)	農林水産省、水産庁、国土交通省	利用への配慮、自然とのふれあい。H17年度までに17地域を選定。	
	いきいき・海の子・浜づくり	農林水産省、水産庁、国土交通省	利用への配慮、自然とのふれあい。H17年度までに31箇所を選定。	
港湾・海洋	港湾行政のグリーン化の推進	国土交通省	堺泉北港や広島港において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や大規模緑地等の整備を実施。	
	覆砂・汚泥浚渫等の海域環境改善および干潟・浅場・藻場等自然環境の保全・再生・創出	国土交通省	29港4湾の54ヶ所(うち32ヶ所は整備済)において、覆砂・汚泥浚渫・干潟の再生等を実施。回復可能な4,000haの干潟のうち、1,400haを再生。	
	干潟に関する環境機能の研究を推進	国土交通省	干潟における現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を実施。	
	有明海及び八代海の海域の環境保全および改善等	環境省	有明海及び八代海を再生するための特別措置法、同基本方針に基づき、有明海及び八代海の再生にかかる評価等をおこなう「有明海・八代海総合調査評価委員会」をH18.9までに23回開催。	
漁業(注)	東京湾・大阪湾の再生	関係省庁、関係都府県市	陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、モニタリング等、総合的な水質改善施策。	
	漁獲非対象生物の偶発的捕獲等の対策	水産庁	「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」に基づく国内行動計画を策定・実施。	注:本表では、規制にかかる取組、漁獲能力・漁獲量・漁獲努力量の管理に直接関わる取組は示さない。
	漁場環境保全方針の策定のための調査	水産庁	H15年度より都道府県レベルで水産資源の生息場となる水域の適正な保全と持続的な活用を図るための漁業環境保全方針の策定のための調査を開始し、すでに4府県で計画を策定。	
	漁民の森づくり活動推進事業	水産庁	漁場の環境保全に資する漁業者の植林活動を交付金により支援。H17年度には約2万8千人の参加により、約12万本の植樹活動を実施。	
	底質改善、藻場・干潟の造成	水産庁	底質改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、H16年度56地区、H17年度56地区で実施。	
	漁場集落排水施設、浄化施設の整備	水産庁	漁業集落排水施設による汚水処理人口比率35%(H16年度末)	
	自然条件・景観に配慮した漁村の整備	水産庁	自然環境や景観等に配慮した漁村の整備をH17年度は4地区で実施	
	都市と漁村間の交流促進	水産庁	都市と漁村の共生・対流を進めるための施設整備をH17年度は15道県の地域で実施。	
グリーンワーカー事業(注)	環境省	地域の実情をよく知っている地元住民等を雇用し、サンゴ礁保護のためのオニヒトデの駆除等を実施。		
自然公園	環境省	国立公園等内の一定の地区ごとに登録を受けたボランティア(パークボランティア)の一環として、海・自然解説、スノーケル・シーカヤック指導など。小中学生による環境保全活動の体験(子どもパークレンジャー)の一環として、スノーケル体験など。	注:国立公園等民間活用特定自然環境保全活動	

注:これらの表は、海域の保護に関わる制度の大略を理解するためのもので、制度趣旨、規制の内容、規定・記述の内容などは、適宜要約し、あるいは一部を抜粋して示してある。正確な内容を求める場合には、必ず原典を参照されたい。

参考文献等: 環境庁自然保護局企画調整課編、1977. 自然公園法の解説. 中央法規出版, 東京. / 大塚直. 2002. 環境法. 有斐閣, 東京. / 来生新. 2002. 沿岸域の総合管理. / 平成13年度21世紀におけるわが国の海洋ビジョンに関する調査研究報告書 p191-214. シップ・アンド・オーシャン財団, 東京. / 須田正勝. 2004. 概説土地法. 明石書店, 東京. / 国立公園協会. 2005. 平成16年度ジュゴン保護対策検討業務報告書. / 瀬戸内海環境保全協会. 2006. 瀬戸内海の環境保全. / 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第4回) / 新・生物多様性生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会資料.



自然環境保全関連指定地域図

● 国立公園 ● 国定公園

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------|-------------|----------|-----------|-----------|-------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|-----------|-------------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|----------|------------|----------|---------|
| 1 利尻礼文サロベツ | 2 知床 | 3 阿寒 | 4 御湯温泉 | 5 大雪山 | 6 支笏洞爺 | 7 十和田八幡平 | 8 陸中海岸 | 9 磐梯朝日 | 10 日光 | 11 上信越高原 | 12 秩父多摩甲斐 | 13 小笠原 | 14 富士箱根伊豆 | 15 中部山岳 | 16 白山 | 17 南アルプス | 18 伊勢志摩 | 19 吉野熊野 | 20 山陰海岸 | 21 瀬戸内海 | 22 大山隠岐 | 23 足摺宇和海 | 24 西海 | 25 雲仙天草 | 26 阿蘇くじゅう | 27 霧島屋久 | 28 西表 |
| 1 霧島阿蘇 | 2 霧島 | 3 ニセコ積丹小樽海岸 | 4 日高山脈襟裳 | 5 大沼 | 6 下北半島 | 7 津軽 | 8 早池峰 | 9 栗駒 | 10 南三陸金華山 | 11 蔵王 | 12 男鹿 | 13 鳥海 | 14 越後三山只見 | 15 水郷筑波 | 16 妙義荒船佐久高原 | 17 南房総 | 18 明治の森高尾 | 19 丹沢大山 | 20 佐渡弥彦米山 | 21 能登半島 | 22 越前加賀海岸 | 23 有明海 | 24 ハッピ中宮高原 | 25 天竜奥三河 | 26 揖斐関ヶ原奥老 | 27 飛騨木曽川 | 28 愛知高原 |
| 29 三河湾 | 30 鈴鹿 | 31 室生赤目青山 | 32 琵琶湖 | 33 明治の森真面 | 34 金剛生駒紀泉 | 35 水ノ山後山那由山 | 36 大和書垣 | 37 高野龍神 | 38 比叡道後帯釈 | 39 西中国山地 | 40 北長門海岸 | 41 秋吉台 | 42 剣山 | 43 室戸阿南海岸 | 44 石碕 | 45 北九州 | 46 玄海 | 47 隠岐日田英彦山 | 48 豊後対馬 | 49 九州中央山地 | 50 日豊海岸 | 51 祖母嶺 | 52 日南海岸 | 53 奄美群島 | 54 沖縄海岸 | 55 沖縄戦跡 | |

● 原生自然環境保全地域 ● 国指定鳥獣保護区

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----------|----------|--------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|--------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------------|--------|----------------|-------------|--------|---------|--------|----------|---------|-------|-------|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|-------|---------|---------|---------|-------|--------|-------------|-------|---------|---------|-----------|-------|--------|--------|--------|-------|-----------|-------|--------|---------|
| 1 唐首別荘 | 2 十勝川源流部 | 3 大井川源流部 | 4 南硫黄島 | 5 屋久島 | 6 利根川源流部 | 7 笹ヶ峰 | 8 白髪岳 | 9 稲尾岳 | 10 錦山湾 | 11 沢穂川クッチャロ湖 | 12 サロベツ | 13 天売島 | 14 宮島沼 | 15 濃湯湖 | 16 知床 | 17 野付半島・野付湾 | 18 風瀬湖 | 19 厚岸・野付半島・森多布 | 20 ユルリ・モユルリ | 21 大黒島 | 22 御湯温泉 | 23 大雪山 | 24 ウトナイ湖 | 25 下北西部 | 26 小湊 | 27 仙沼 | 28 十和田 | 29 白山 | 30 片野鴨池 | 31 鏡前干潟 | 32 紀伊長島 | 33 下北山系 | 34 浜甲子園 | 35 中海 | 36 穴湯湖 | 37 大山 | 38 鹿久居島 | 39 剣山山系 | 40 石碕山系 | 41 西海 | 42 伊豆沼 | 43 無薬沼・周辺水田 | 44 伊奈 | 45 和台干潟 | 46 男女群島 | 47 出水・高尾野 | 48 霧島 | 49 単胆島 | 50 瀧湾島 | 51 屋我地 | 52 津島 | 53 名蔵アンバル | 54 西表 | 55 与那国 | 56 大東諸島 |
|--------|----------|----------|--------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|--------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------------|--------|----------------|-------------|--------|---------|--------|----------|---------|-------|-------|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|-------|---------|---------|---------|-------|--------|-------------|-------|---------|---------|-----------|-------|--------|--------|--------|-------|-----------|-------|--------|---------|

● 自然環境保全地域

- | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|
| 1 太平山 | 2 白神山 | 3 早池峰 | 4 和賀岳 | 5 大佐山 | 6 利根川源流部 | 7 笹ヶ峰 | 8 白髪岳 | 9 稲尾岳 | 10 錦山湾 |
|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|

◆ 生息地等保護区

- | | | | | | | | |
|-----------|------------|---------------|-----------|-------------|---------------|---------------|-------------|
| 1 羽田ミヤコタゴ | 2 北研キタダケソウ | 3 大岡アベサンショウワオ | 4 山道ハナシノブ | 5 北伯取保ハナシノブ | 6 蘭幸田地ベッコウトンボ | 7 宇江城岳キクザサワヘビ | 8 米原イシガキニイニ |
|-----------|------------|---------------|-----------|-------------|---------------|---------------|-------------|

● 世界自然遺産地域

- 1 知床
- 2 白神山
- 3 屋久島

地方環境事務所

- 地方環境事務所
 - 自然環境事務所
 - ★ 事務所
 - ☆ 自然保護官配置事務所
- 北海道地区 所管地区名
所管地区境



ラムサール条約登録湿地

※ラムサール条約登録湿地の対象地域は、国指定鳥獣保護区等の一部又は全部となっています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 クッチャロ湖 | 10 尾瀬 |
| 2 サロベツ原野 | 11 谷津干潟 |
| 3 濃湯湖 | 12 片野鴨池 |
| 4 野付半島・野付湾 | 13 三方五湖 |
| 5 風瀬湖・香園池 | 14 琵琶湖 |
| 6 霧多布湿原 | 15 藤前干潟 |
| 7 厚岸・野付半島・森多布湿原 | 16 串本沿岸海域 |
| 8 御湯温泉 | 17 中海 |
| 9 阿寒湖 | 18 秋吉台地下水系 |
| 10 雨宮温泉 | 19 くじゅう阿蘇クジラクサ原湿原 |
| 11 宮島沼 | 20 蘭幸田地 |
| 12 ウトナイ湖 | 21 屋久島水田沼 |
| 13 仙沼 | 22 濃湯湖 |
| 14 伊豆沼・内沼 | 23 慶良間諸島海域 |
| 15 無薬沼・周辺水田 | 24 佐賀 |
| 16 和台 | 25 名蔵アンバル |
| 17 奥日光の温泉 | |

